

2 障害者割引運賃及び適用方法の表示・掲載

(1) 制度等

「旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）第 4 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づく、一般乗用旅客自動車運送事業者が事業用自動車に表示する運賃及び料金に関する事項について」（平成 14 年 7 月 1 日付け東北運輸局長公示第 41 号）により、タクシー車内には、障害者割引運賃及び適用方法の表示が義務付けられている。

また、自主的な取組として、事業者、協会、市町村等のホームページ、障害者用ガイドブック等に障害者割引運賃等について掲載されている。

(2) 適用方法等の周知に係る苦情・トラブル

事業者から寄せられた苦情・トラブルの中には、障害者手帳や写真部分を提示しないまま、割引を要求されたとの苦情・トラブルがみられた。

一方、利用者から寄せられた苦情・トラブルの中には、他のタクシーを利用した際には、障害者手帳や写真部分の提示をしなくても割引してもらえたのに、今回は提示を求められたとの苦情・トラブルもみられたことから、提示が必要だと理解していない利用者もいることが考えられる。

また、一部の利用者から、事業者負担である障害者割引を、市町村が費用を負担する福祉タクシー券等と同様の割引制度であるとの勘違いから、「障害者手帳を忘れたが見ただけで障害者と分かるはずであり、割引分は補助金で補填されるのだから割り引け」など強引な割引要求をされたとの苦情・トラブルもみられた。

(3) 障害者割引運賃及び適用方法の表示・掲載状況

タクシー車内における障害者割引運賃及び適用方法の表示状況等をみると、表 3 のとおり、障害者手帳の提示や写真の提示に関する記載がなく、苦情・トラブルを招くおそれがあると考えられるものがみられた。

一方、苦情・トラブルの減少に効果的であったとする表示がみられた。

表 3 タクシー車内における障害者割引運賃及び適用方法の表示状況等

項目	表示状況等
苦情・トラブルを招くおそれがあると考えられるもの	○ 障害者割引運賃及び適用方法の表示なし ○ 「障害者割引 1 割引」とのみ表示 など
苦情・トラブルの減少に効果的であったとする表示	【シールの記載内容】 ○ 障害者割引は障害者・療育手帳の写真確認が必要です 本人確認ができない場合は割引できませんのでご了承願います (縦 25cm×横 5cm のシールを事業者が独自に作成し、タクシー車内の防犯仕切板に貼付) (別添資料 2 参照)

(注) 当局の調査結果による。

また、事業者、協会、市町村等のホームページ、障害者用ガイドブック等に掲載されている障害者割引運賃等についても、タクシー車内における表示状況等と同様に苦情・トラブルを招くおそれがあると考えられるものがみられた。